

宮城県公報

令和7年5月9日（金）
定期第598号

目次

告示

- 福祉資金貸付金、修学資金及び奨学資金に係る償還金等、宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料並びに県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託（行政経営企画課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（同）
- 宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託（農業振興課）
- 県営土地改良計画の縦覧（農村振興課）
- 地籍調査事業計画の策定（農村整備課）
- 漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（6件）（漁港整備推進室）
- 建設業許可申請及び経営事項審査に係る手数料の徴収事務の委託（事業管理課）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（薬務課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（2件）（警察本部会計課）

企業局

- 企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程（企業局公営事業課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

監査委員

- 包括外部監査結果に関する報告の公表（監査委員事務局総務課）
- 包括外部監査結果に対する措置の公表（4件）（同）

公安委員会

- 少年指導委員の委嘱について（警察本部少年課）

宮城県告示第 310 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル
弁護士法人一番町綜合法律事務所
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収納の内容
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく福祉資金貸付金に係る元利償還金及び違約金
 - (2) 高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和 49 年宮城県条例第 48 号）に基づく修学資金に係る元利償還金及び違約金
 - (3) 高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成 16 年宮城県条例第 4 号）に基づく奨学資金に係る元利償還金及び違約金
 - (4) 社会福祉施設条例の一部を改正する条例（平成 27 年宮城県条例第 24 号）施行前の社会福祉施設条例（昭和 48 年宮城県条例第 27 号）に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料
 - (5) 県営住宅条例（昭和 35 年宮城県条例第 12 号）及び特定公共賃貸住宅条例（平成 7 年宮城県条例第 47 号）に基づく県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場（以下「県営住宅等」という。）の使用に係る使用料（以下「家賃等」という。）で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0410210728	短期入所 石巻蛇田 石巻市蛇田字上谷地 5-1	短期入所	ソーシャルインクルー株式会社	令和 6 年 12 月 1 日
0420210551	ソーシャルインクルーホーム石巻蛇田 石巻市蛇田字上谷地 5-1	共同生活援助	ソーシャルインクルー株式会社	令和 6 年 12 月 1 日
0420700635	グループホームひよこの家 名取市植松 4 丁目 7-11	共同生活援助	特定非営利活動法人時のひかり	令和 7 年 1 月 1 日
0411501042	介護クラーク大崎古川 大崎市古川栄町 3 番 10 号	居宅介護・重度訪問介護	株式会社シーユーシー・ホスピス	令和 7 年 2 月 1 日
0420300188	障害者グループホームうさぎ 塩竈市一森山 4 番 25 号	共同生活援助	合同会社 Lian	令和 7 年 2 月 1 日
0422630103	グループホームどんぐり 宮城郡七ヶ浜町遠山 2 丁目 5 番 32 号	共同生活援助	合同会社はやちね	令和 7 年 2 月 1 日
0410800247	ヘルパーステーション結々 角田市神次郎字上ノ沢 32 番地 1	同行援護・行動援護	株式会社すず	令和 7 年 4 月 1 日
0411100449	いぶき介護部 岩沼市中央一丁目 4-14	居宅介護・重度介護訪問	株式会社 TAKUMI マネジメント	令和 7 年 4 月 1 日
0411400385	太陽の家 ケアステーション 東松島市矢本字大林 14 番地	居宅介護	医療法人社団 石輝会	令和 7 年 4 月 1 日
0412700791	ともにアルファ事業所短期入所 黒川郡大和町吉岡字西原 9-34	短期入所	エスアンドウィングス株式会社	令和 7 年 4 月 1 日
0422700724	ともにアルファ事業所 黒川郡大和町吉岡字西原 9-34	共同生活援助	エスアンドウィングス株式会社	令和 7 年 4 月 1 日

宮城県告示第312号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
0450700638	コペルプラス 名取教室 名取市杜せきのした 2 丁目 2-1 ベレオ・MSS102 号室	児童発達支援	株式会社クラ・ゼミ	令和 6 年 9 月 1 日
0451400329	Pomup 東松島市大塩字三ツ谷 113 番地 1	児童発達支援・放課後デイサービス	株式会社ヌチユイ	令和 6 年 9 月 1 日
0450210315	こらんだむの森 石巻市新館三丁目 5 番 12 号	児童発達支援・放課後等デイサービス	一般社団法人豊結苑	令和 6 年 11 月 1 日
0452220171	HIYOKO STUDY 船岡教室 柴田郡柴田町船岡新生町 28-2	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ひよこグループ	令和 6 年 11 月 1 日
0450210323	ステップメイトばる 石巻市清水町二丁目 1-7	児童発達支援	株式会社ココステップ	令和 6 年 12 月 1 日
0450610043	ガンバプラス 白石市大平森合字森合沖 95 番地 2	放課後等デイサービス	社会福祉法人白石陽光園	令和 6 年 12 月 1 日
0451500896	放課後ケアいちばん星☆ 大崎市古川飯川字熊野 92-1	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人輝らら会	令和 7 年 1 月 1 日
0451500904	重症心身障がい児（者）通所事業所 Pilina 大崎市古川大崎字伏見地藏堂浦 25	放課後等デイサービス・児童発達支援	特定非営利活動法人 Le' a	令和 7 年 2 月 11 日
0451300487	放課後等デイサービス ウィズ・ユー栗原 栗原市志波姫伊豆野町北側 4-9	児童発達支援	インターグロー合同会社	令和 7 年 3 月 1 日
0453100141	シェアワークス美里 放課後等デイサービス事業所 遠田郡涌谷町美里町萩埴字朝日壇 19-1	児童発達支援	株式会社リッワ	令和 7 年 3 月 1 日
0451100432	HIYOKO STUDY 松ヶ丘教室 岩沼市松ヶ丘 1-11-9	児童発達支援	株式会社ひよこグループ	令和 7 年 4 月 1 日

0451600084	ふらっと富谷 富谷市ひより台一丁目 28 番地 8	放課後等デイサービス	合同会社ことのは	令和 7 年 4 月 1 日
0452220197	児童発達支援・放課後等デイサービス カラーズパレット船岡 柴田郡柴田町船岡東一丁目 8-17	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ウィル	令和 7 年 4 月 1 日
0452300015	多機能型事業所ひだまり 伊具郡丸森町金山字下前川原 30	児童発達支援・放課後等デイサービス	合 同 会 社 ENgaWA	令和 7 年 4 月 1 日
0452405210	HIYOKO KIDS 亘理教室 亘理郡亘理町吉田字宮前 40	児童発達支援	株式会社ひよこグループ	令和 7 年 4 月 1 日
0450300330	さくら療育園 スオラ 塩竈市みのが丘 13-15 みのが丘 アヴェニュー	児童発達支援・放課後等デイサービス	株式会社ささゆう	令和 7 年 4 月 7 日

宮城県告示第 313 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大崎市古川狐塚字西田 30 番地
株式会社古川青果地方卸売市場
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収事務の内容
宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 25 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 25 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営幕柳堰地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年5月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年5月9日から令和7年6月6日まで
- 3 縦覧場所
大和町役場

宮城県告示第315号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和7年5月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調査を行う者の名称及び調査地域

名 称	調査地域
気仙沼市	古町三丁目1単位区域
名 取 市	愛島笠島字高外山等8単位区域
川 崎 町	大字小野字綱取山等一部5単位区域

2 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和8年3月31日まで

宮城県告示第316号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
本吉郡南三陸町志津川字沼田 101 番地
南三陸町
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
志津川漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第317号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
気仙沼市潮見町 251
特定非営利活動法人 気仙沼清港会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第318号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市開成 1 番 2 7
宮城県漁業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第319号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
気仙沼市八日町一丁目 1 番 1 号
気仙沼市
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第320号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
牡鹿郡女川町女川一丁目 1 番地 1
女川町
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第321号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
石巻市穀町 14 番 1
石巻市
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び栈橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 14 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第322号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A
株式会社エフレジ
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
建設業許可申請及び経営事項審査に係る手数料
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 3 月 31 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第323号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （１）種類 登米都市計画下水道
 - （２）名称 登米市公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第324号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （１）種類 登米都市計画下水道
 - （２）名称 登米市特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県保健福祉部薬務課 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 4 月 14 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NX・TC リース&ファイナンス株式会社 東京都港区東新橋 1－5－2
- 5 落札金額
29,581,200 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 7 年 3 月 4 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 高度映像解析システム賃貸借 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部刑事部捜査支援分析課

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- (8) 令和7年6月2日（月）までに、発注者に別紙「高度映像解析システム賃貸借入札参加条件」3に示す納入機器一覧を提出していること。
- (9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和7年5月21日（水）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 担当課
〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号022-221-7171、内線2232）
- (2) 入札説明書等の交付方法
この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。
- (3) 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月12日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和7年7月9日（水）午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて（1）あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- (5) 開札の日時及び場所
 - イ 日時 令和7年7月10日（木）午前9時30分
 - ロ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の（3）における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

- （1） 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- （3） 契約保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第113条及び第114条の規定による。
- （4） 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- （5） 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （6） 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （7） 契約書作成の要否 要
- （8） この契約は、電子契約を選択することができる。
- （9） この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- （10） 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Place and deadline for submitting bid form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 9, 2025, 5:00 p.m.

2. Item/Service Required

Lease of advanced video analysis system — 1 set

3. Date and Place of Bid Selection:

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 10, 2025, 9:30 a.m.

4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi
Prefectural Police Headquarters

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月9日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 クライアント・サーバシステム用資機材賃貸借①（C S D B ①） 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (4) 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると

認められるとき。

- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- (8) 入札参加資格申請をする前に、発注者から、別紙「入札参加資格条件書」の条件を満たすことの確認を受け、承認を得ていること。
 - (9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和7年5月21日（水）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 担当課
〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号022-221-7171、内線2232）
- (2) 入札説明書等の交付方法
この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。
- (3) 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和7年6月12日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、(5)の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和7年7月9日（水）午後5時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて（1）あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- (5) 開札の日時及び場所
 - イ 日時 令和7年7月10日（木）午前10時00分
 - ロ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県警察本部庁舎地下1階入札室

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者及び3の（3）における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

- （1） 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2） 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- （3） 契約保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第113条及び第114条の規定による。
- （4） 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- （5） 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （6） 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- （7） 契約書作成の要否 要
- （8） この契約は、電子契約を選択することができる。
- （9） この入札に係る調達案件は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- （10） 詳細は入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Place and deadline for submitting bid form

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 9, 2025, 5:00 p.m.

2. Item/Service Required

Lease of equipment for client server sysem ① (CSDB ①) — 1 set

3. Date and Place of Bid Selection:

the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters

July 10, 2025, 10:00 a.m.

4. Contact

Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi
Prefectural Police Headquarters

3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

宮城県企業局管理規程第9号

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年5月9日

宮城県公営企業管理者 千葉 衛

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の一部を改正する管理規程

企業局行政活動の評価に関する条例管理規程（平成21年宮城県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（大規模事業評価の範囲） 第3条 条例第4条第1項第2号アの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。 （1） 全体事業費が<u>150億円</u>以上の公共事業 （2） 全体事業費が<u>50億円</u>以上の施設整備事業（管理者が別に定める事業を除く。） 2 〔略〕 （公共事業再評価の範囲） 第4条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める公共事業は、県が事業主体である前条第2項に規定する公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。<u>ただし、休止中の公共事業（事業に着手した後、当該事業を継続するための経費を計上する予算の編成が見込まれないため、実施されていない事業をいう。次条において同じ。）にあっては、休止期間を含めた事業期間が第1号から第3号までに規定する期間に達した後に当該事業を再開しようとする場合又は第4号に掲げる場合のいずれかに該当するものに限る。</u>	（大規模事業評価の範囲） 第3条 条例第4条第1項第2号アの規則で定める大規模な事業は、県が事業主体である事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業を除く。）とする。 （1） 全体事業費が<u>100億円</u>以上の公共事業 （2） 全体事業費が<u>30億円</u>以上の施設整備事業（管理者が別に定める事業を除く。） 2 〔略〕 （公共事業再評価の範囲） 第4条 条例第4条第1項第2号イの規則で定める公共事業は、県が事業主体である前条第2項に規定する公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。

(1)～(4) 〔略〕 (公共事業再評価の時期) 第5条 公共事業再評価は、次の各号に掲げる公共事業の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。<u>ただし、休止中の公共事業のうち前条ただし書に該当するものにあつては、評価を行う年度において、翌年度の予算を編成するまでに行うものとする。</u>	(1)～(4) 〔略〕 (公共事業再評価の時期) 第5条 公共事業再評価は、次の各号に掲げる公共事業の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。
--	---

附 則

この管理規程は、令和7年5月9日から施行し、改正後の企業局行政活動の評価に関する条例管理規程の規定は、同年4月1日以後に着手する事業又は再開する事業から適用する。

宮城県教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年5月9日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和7年5月15日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事 件

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県いじめ防止対策調査委員会委員の人事について

第3号議案 就学支援審議会委員の人事について

第4号議案 宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について

第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第6号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022—211—3611）

宮城県監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人上野陽一から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成30年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

1 監査結果の報告

平成30年度の包括外部監査の結果（連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について）については、平成31年3月27日に包括外部監査人から報告があり、同年4月16日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和7年3月31日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成30年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 監査の対象の概要及び監査結果 3. 仙台臨海鉄道株式会社 1. 現金・預金管理体制について 【意見】	一般に、法人における内部管理体制は法人規模に応じて実施されていることから、人員の増員が難しい場合には、実効性のある定期的な配置転換制度の導入を視野に入れる等、出納担当者（「出納責任者」、「出納担当者」及び「小口現金出納責任者」）が長期にわたり同一にならないよう、配慮をすることが望ましい。 (P33)	出納責任者と出納担当者が同一職員であったため、令和6年度から出納責任者に別の職員を充てて兼務を解消したほか、小口現金出納責任者の交代を行った。 引き続き、最小限の人員により関係事務を実施していることから、新たに採用した技術職員も含めたジョブローテーションの実施や、配置転換制度の導入、事務職員の中途採用など、経営状況等を勘案しながら内部管理体制の強化に向けた取組を検討していく。 また、出納事務の管理にあたっては、内部監査の実施や出金時の複数名による確認を実施し、銀行印・通帳の個別管理、小口現金の受払簿・領収書等の定期確認などにより、引き続き適正化に努めていく。

宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による令和2年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加 里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和2年度の包括外部監査の結果（宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について）については、令和3年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月20日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和7年3月31日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	Ⅲ. 今回の監査結果 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 3. 相撲場について 【意見】	相撲場の年間利用者数は300人程度、利用料金は数万円程度である。 また、その利用は高等学校総合体育大会（高総体）の大会が開催される5～6月頃に偏り、年間2、3回のみである。 県は、利用水準の向上策の検討の他、廃止も視野に入れ、高総体の試合会場の代替的確保の可否や、廃止した場合の陸上競技用のウォーミングアップ場や駐車場、駐輪場などへの転換等、有効利用のための方策を検討することが望ましい。 (P35)	令和6年11月1日付で宮城相撲場を廃止し、令和6年12月9日に取り壊しを完了し更地化した。今後は、陸上競技等のウォーミングアップ場等に活用いただく。 宮城県高等学校総合体育大会の試合会場の代替的確保については、競技団体の意見を踏まえ、これまで大規模大会が実施された実績のある栗原市の相撲場の整備を支援することとし、栗原市において令和7年5月完成予定である。
2	Ⅲ. 今回の監査結果 第9章. 宮城県障害者総合体育センター 2. 施設の暖房機能について 【意見】	本施設で使用するボイラーは、体育館の暖房機能の他、指定管理者が本施設に隣接して保有する施設（温水プール）の温水確保にも共有で使用される。現在、正確な原因は不明であるが、冬季には体育館のボイラーから供給される暖房機能がほぼ機能していないとのことであった。ボイラーは昭和46年からのものであり、設備の老朽化はもとより、元々の機能自体も現在の標準的な設備と比較して不十分な可能性がある。	暖房機能については、令和2年度末に温水熱交換器コイルの取替工事を行っており、正常に作動している。 令和2年度に策定した個別施設計画に基づき、令和5年度にボイラー更新のための設計業務が完了し、令和6年度からボイラー更新工事に着手しており年度内に工事完了する見込み。

		暖房機能の不調は、施設利用者の健康にも関わる事であり、またあまりにも古い設備を使用し続けることは、かえって維持管理コストを増加させることになりかねない。予算の都合上厳しいことは理解できるが、県には修繕のみならず、設備の入れ替えまでを視野に入れた総合的な対策が望まれる。 (P173)	
--	--	---	--

宮城県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による令和4年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

宮城県監査委員 佐々木 喜 藏
宮城県監査委員 佐々木 功 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加 里
宮城県監査委員 宮 川 耕 一

1 監査結果の報告

令和4年度の包括外部監査の結果（道路事業に係る財務事務の執行について）については、令和5年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月25日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和7年3月31日

3 措置の内容

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和4年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第3. 外部監査の結果及び意見 2 個別施設計画 (1) コスト縮減効果の過大評価の懸念 【意見】	(現状の問題点) 長寿命化計画における橋梁に係るコスト縮減効果の算定期間が短い期間で算定した結果、年平均コスト縮減額が過大に算定され、コスト縮減効果が過大評価されないか懸念される。 (解決の方向性) 事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストの試算結果比較を合理的に検討できるよう、コスト縮減効果の算定期間を設定する。 (P19)	令和6年4月に改定した橋梁長寿命化計画において、コストの縮減効果の算定期間を前計画の20年間から50年間へと見直しを行った。
2	第3. 外部監査の結果及び意見 2 個別施設計画 (2) 新技術等の活用による効率化の余地 【意見】	(現状の問題点) 現行の目視点検と比較し、新技術等の活用による点検業務の効率化の余地はあると考えられる。 (解決の方向性) 新技術等の活用目的（質・安全性の向上、コスト縮減等）と見込まれる効果を検討し、優先順位を明確にしたうえで、新技術等の活用を推進する。 (P20)	橋梁補修点検や工事において、新技術により、効率化やコスト縮減が見込まれる工法について、具体選定条件などを整理した上で、積極的に活用するよう事務所などに周知した。 また、AIを活用した路面調査を本格導入した。今後も国の動向や技術革新等の情報を確認しながら、新技術等の活用先や方法の拡大について検討を進める。

3	第3．外部監査の結果及び意見 3 契約 （1）指名競争入札とする理由に乏しい契約 【指摘】	（現状の問題点） 指名競争入札とする理由に乏しい契約が検出された。 ・除融雪業務委託、道路管理業務委託 ・除融雪機械整備業務委託 （解決の方向性） 土木事務所によっては、指名競争入札から一般競争入札に移行している事例も見られることから、指名競争入札の根拠を精査のうえ、指名競争入札とする理由に乏しい場合、現行の契約方法を見直す。 (P26)	道路管理業務等の現状を整理し、本庁関係課と協議を行い、公共土木施設に関する維持管理業務については、原則一般競争入札とすることで整理した。
---	---	--	---

宮城県監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項の規定による令和 5 年度の包括外部監査の結果について、同法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 9 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

1 監査結果の報告

令和 5 年度の包括外部監査の結果（道路事業に係る財務事務の執行について、県水道 3 事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について）については、令和 6 年 3 月 27 日に包括外部監査人から報告があり、同年 4 月 30 日付けで公表した。

2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和 7 年 3 月 31 日

3 措置の内容

道路事業に係る財務事務の執行について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 5 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第 3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (1) 費用便益分析の推計と実績 【意見】	(現状の問題点) 菅生スマート IC の費用便益分析における事業費・交通量推計と実績を比較し、合理的説明が可能といえるか疑問である。 (解決の方向性) 概略設計において工事費見積り変動リスクを十分に考慮のうえ、費用便益分析上の事業費を推計する。また、費用便益分析に際して、必要に応じて感度分析を実施する。 (P7)	菅生スマート IC は、令和 5 年 3 月 25 日から供用開始しており、令和 5 年は計画交通量に若干満たない利用台数となっていたが、令和 6 年は開通後の周知が図られ、利用台数も増加しており計画交通量を上回る実績となった。今後も、村田町等と連携しホームページで周知を図るなど、利用促進に努めていく。 また、今後実施する同様の事業については、計画段階において正確な事業費の算出のため、関係機関等とよく協議調整し、現地調査、工法選定など十分精査の上、精度を向上させ、事業費の変動リスクを考慮した上で、費用便益分析に際し、必要に応じ感度分析を実施する。

2	第3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (2) 費用便益分析の精度 【意見】	(現状の問題点) 以下の点を考慮すると、(仮称)栗原ICの費用便益分析の精度が十分といえるか疑問である。 ・計画交通量はみやぎ県北高速幹線道路整備後の計画交通量を前提とした推計であり、みやぎ県北高速幹線道路の交通量調査結果と比較すると、計画交通量を下回っている整備区間が多いこと ・感度分析の影響要因のうち、事業費及び事業期間について、感度分析の変動幅と直近の状況の乖離が大きいこと (解決の方向性) 費用便益分析データの事後検証を行い、費用便益分析の精度向上を図る。 (P9)	令和5年度から今年度にかけて実施している費用便益分析調査において、(仮称)栗原IC周辺の現況再現において現況交通量と相関が高くなるよう繰り返し交通量推計を実施し、費用便益分析の精度向上を図った。
3	第3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (3) 事業効果の検証 【指摘】	(現状の問題点) 県が作成した社会資本整備総合交付金チェックシートにおいて「十分な事業効果が確認されている」と記載があるものの、当該社会資本整備計画の事前評価が未実施の事業箇所が検出された。 (解決の方向性) 事業主体が県以外であっても、全体事業費が多額の事業箇所については事業主体が実施した事前評価の根拠を確認のうえ、社会資本整備総合交付金チェックシートを作成する。 (P12)	全体事業費が多額の事業箇所については、市町村から事前評価の根拠の提出を求めた上で、社会資本整備総合交付金チェックシートを作成することとし、令和6年8月に担当者会議を開催し、市町村へ周知済みであり、これに基づき県において確認を行う。
4	第3. 外部監査の結果及び意見 2 個別施設計画 (1) 診断の判定区分 【指摘】	(現状の問題点) 宮城県橋梁個別施設計画において、1巡目点検に係る診断の判定区分等に記載誤りのある対象施設が検出された。 (解決の方向性) 個別施設計画上の記載誤りは適時に修正更新する。 (P16)	橋梁個別施設計画について、令和6年度当初に記載内容を確認し、修正更新済である。今後は、点検や補修など履歴記載時に、過去の分を含め再度確認する。

5	第3. 外部監査の結果及び意見 2 個別施設計画 (2) 補修目標の進捗状況 【意見】	(現状の問題点) 宮城県第3次橋梁長寿命化計画に掲げられている中期目標「令和10年度までに予防保全型の維持管理へ移行」(判定区分Ⅱ以上を保持する)の進捗遅延が懸念される。 (解決の方向性) 直近の点検、診断、修繕措置の状況を踏まえ、補修目標の達成状況や今後の見通しを検証のうえ、次期計画である宮城県第4次橋梁長寿命化計画(令和6年3月改定予定)の補修目標の設定に反映させる。 (P17)	令和6年4月に宮城県第4次橋梁長寿命化計画に改定し、2巡目点検と現時点での修繕状況を反映させた。
6	第3. 外部監査の結果及び意見 2 個別施設計画(3) 措置状況管理の十分性 【指摘】	(現状の問題点) 現行の舗装管理データベースによる管理は舗装マネジメント計画に沿ったものとは認められず、措置状況の管理として不十分である。 (解決の方向性) 道路舗装は橋梁やトンネル等の他施設と比較すると損傷の進行速度が早く、路面性状は年々低下する点を考慮し、舗装マネジメント計画に沿った舗装管理データベースの管理に移行する。 (P19)	令和6年度に新技術を活用した路面性状調査を実施しており、調査結果を反映させた舗装管理データベースの基礎資料を整理し、その結果を踏まえ、令和7年3月に舗装マネジメント計画の改訂を行った。
7	第3. 外部監査の結果及び意見 2 個別施設計画 (4) PDCA管理の十分性 【意見】	(現状の問題点) 以下の点を考慮すると、個別施設計画における評価や改善が十分に行われているといえるか疑問である。 ・舗装マネジメント計画については、個別施設計画の改定が適時になされておらず、改善計画が不明確であること ・宮城県第3次橋梁長寿命化計画における見積補修費が改定前比で75%増になっているが、その主要因が不明確であること (解決の方向性) 個別施設計画の適時更新と内容の充実化を図る。 (P21)	・舗装マネジメント計画については、令和7年3月に計画の改訂を行い、内容の充実化を図った。 ・令和6年4月に第4次橋梁長寿命化計画を改定したが、改定にあたっては、第3次橋梁長寿命化計画での、補修費用の計画と実績を比較し、人件費や資機材の上昇による増額を確認したことから、第4次橋梁長寿命化計画では、これらの実績を踏まえて改定している。

8	第3．外部監査の結果及び意見 3 契約 (1) 道路照明灯台帳と電力契約の整合性 【意見】	(現状の問題点) 道路照明灯に係る電力契約の点検結果の記録が保管されていないため、現存しない道路照明灯に係る電力料支出が生じている懸念はないといえるか疑問である。 (解決の方向性) 現存しない道路照明灯に係る電力料支出がないことを確認できるよう、道路照明灯台帳と電力契約の整合性に関する点検結果記録を保管する。 (P23)	道路照明灯台帳と電力契約の整合性に関する点検を実施中であり、各土木事務所において、東北電力の契約一覧との確認作業を行っている状況。確認後、その点検記録を保存することとしている。
9	第3．外部監査の結果及び意見 3 契約 (2) 1者入札 【意見】	(現状の問題点) 委託契約の一般競争入札において1者入札が散見される。毎年、1者入札が継続している事案も見受けられるため、入札参加資格条件としてあえて地域要件を設定する必要があるといえるか疑問である。 (解決の方向性) 入札の結果、1者入札となった場合は地域要件や地域維持型契約方式(複数年契約、一括発注、共同受注)の拡大を検討し、入札の競争性を確保する。 (P24)	現在、地域維持型契約方式について試行しており、今後、入札結果等を検証することとしている。
10	第3．外部監査の結果及び意見 4 公有財産管理 (1) 関連台帳間の記録の整合性 【指摘】	(現状の問題点) 固定資産台帳と道路台帳の道路延長の差異内容が不明である。関連台帳の記録の正確性が確保されているといえるか疑問である。 (解決の方向性) 関連台帳間の記録の照合を定期的実施し、台帳間の差異内容を適時に把握することにより、台帳記録の正確性を検証する。 (P29)	道路の現況は道路台帳により把握することが可能であり、年度末の状況を集計していることから、固定資産台帳の正確性を確保すべく、道路台帳との照合作業を年度毎に行う。

県水道 3 事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和 5 年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	第 3. 外部監査の結果及び意見 1 事業評価 (3) 事業成果の記載内容の充実 【意見】	(現状の問題点) 施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性向上のため、推進事業に係る重要な成果指標(目標、実績)の記載を検討する余地があると思料する。 (解決の方向性) 個別事業の活動内容(アウトプット)と成果(アウトカム)を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。 (P24)	令和 6 年度末に策定した「企業局経営戦略2025」において、水道 3 事業の事業進捗管理に成果指標を可能な限り取り込んだ。 これに合わせて、新・宮城の将来ビジョン実施計画・中期(R 7～9)以降、各事業の成果指標の目標と実績が比較できるよう改め、経営戦略の目標と整合する施策評価を実施することとしている。
2	第 3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (1) 中長期収支見通しの公表 【意見】	(現状の問題点) 県水道 3 事業に係る中長期収支見通しの現在の公表内容に改善の余地があると思料する。 (解決の方向性) 県民を含む関係者に対して、県水道 3 事業の中長期収支見通しに関する情報を公表し、経営の透明化を図る。 (P27)	令和 6 年度末に策定した「企業局経営戦略2025」の中で水道 3 事業の中長期収支見通しに関する情報を公開した。
3	第 3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (2) 配置人員のあり方 【意見】	(現状の問題点) 令和 4 年度から運営権者に移行している施設管理班の業務と、それぞれの年度において実施する事業や業務量等を踏まえながら、今後に向けた配置人員のあり方の検討の余地があると思料する。 (解決の方向性) 令和 7 年 3 月に改定予定の経営戦略において、コンセッション移行後の人員配置方針を明確にする。 (P30)	令和 6 年 4 月 1 日時点の職員数については、みやぎ型管理運営方式の導入に伴う業務量の変化等を踏まえ前年 4 月 1 日時点の職員数から減少しているところ。新たな経営戦略では、みやぎ型管理運営方式のみならず、それぞれの年度で実施する事業等の変化を踏まえ、業務量に応じて必要な定数の見直しを進めていく旨を記載した。

4	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (3) 管路更新計画の進捗の適正化 【意見】	(現状の問題点) 大崎広域水道事業や工業用水道事業における昨今の断水、漏水等の発生事案は経年劣化に起因するものがあるものと考えられる。アセットマネジメントの更なる有効実施のため、管路更新計画の進捗の適正化の余地があると思料する。 (解決の方向性) 管路更新計画の進捗遅延の他、以下に係るリスク評価を行い、適時に企業局アセットマネジメント計画や経営戦略に反映させる。 ・管路更新計画と現行のアセットマネジメント計画の差異 ・最近の工事コスト上昇に伴う延長当たり更新費の見直し (P32)	令和6年度末に策定した「企業局経営戦略2025」において、既計画との差異を反映させるとともに、計画のフォローアップの方針について定めた。
5	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (5) 経費負担の適正化 【指摘】	(現状の問題点) 流域下水道事業において、経費負担の適正化の観点から合理的根拠に乏しい一般会計負担が検出された。 (解決の方向性) コンセッション移行に伴う流域下水道事業の事業変化も考慮のうえ、一般会計負担ごとの積算ルール、必要性、将来的な見込み、合理化に向けての考え方を企業局経営戦略2025(令和7年3月改定予定)に明示することも含めて検討する。 (P35)	■消費税納税額 「一般会計負担する合理的根拠は希薄である」との指摘を受け、令和7年度以降はこの補助を受けないこととする。 ■人件費 料金算定期間5年毎に段階的に一般会計からの負担を削減し、令和21年度以降をゼロとする旨を関係市町村へ説明しており、今後もその考え方で進める。
6	第3. 外部監査の結果及び意見 2 経営戦略 (6) 経営戦略の適時更新【意見】	(現状の問題点) 県水道3事業に係る経営戦略の適時更新が望ましいと考える。 (解決の方向性) 重要な経営環境の変化が生じた場合、適時に経営戦略の見直し(ローリング)を行い、持続可能性を検証する。 (P37)	令和6年度末に「企業局経営戦略2025」を策定し、総務省のマニュアルにもあるとおり、「経営戦略」に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間(3～5年毎)の成果を検証・評価した上で改定した。

7	第3. 外部監査の結果及び意見 3 会計 (2) 建設仮勘定の精算処理 【指摘】	(現状の問題点) 令和5年1月に事業供用開始していることから、仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業のすべてを建設仮勘定のままとするのは事業の実態と乖離しており、会計処理として不適切である。 (解決の方向性) 減価償却費を適時に計上できるよう、事業供用開始時に建設仮勘定の精算処理を行う。 (P42)	総務省や公認会計士などの専門家に、対応の確認を行ったうえで、減価償却費を適時に計上できるよう、事業供用開始時に建設仮勘定の精算処理を行うよう改めた。
8	第3. 外部監査の結果及び意見 3 会計 (9) キャッシュ・フロー計算書の表示区分 【指摘】	(現状の問題点) 流域下水道事業に係る令和4年度キャッシュ・フロー計算書上、業務活動によるキャッシュ・フローが1,538,031千円相当の過大表示になっている。 (解決の方向性) 財務報告に係る内部統制の確保の観点から、専門家の関与の必要性十分性を検討する。 (P53)	専門家の関与については令和元年度より公認会計士に委託し決算書等の確認等をいただいているところだが、今回の指摘を踏まえ、令和5年度決算においてキャッシュ・フロー計算書の表示を改めた。
9	第3. 外部監査の結果及び意見 3 会計 (10) 財務諸表の注記事項 【指摘】	(現状の問題点) 以下の財務諸表の注記事項に係る記載誤りが検出された。 ・ 企業債償還に係る一般会計負担見込額 ・ セグメント情報「有形固定資産等の増加額」 (解決の方向性) 注記事項の開示内容をあるべき開示に見直す。 (P54)	指摘を踏まえ、令和5年度決算において注記表の開示内容を改めた。

10	第3. 外部監査の結果及び意見 4 契約 (1) 指定管理者のモニタリング 【意見】	(現状の問題点) 指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロである点について、県は指定管理者の区分経理記録との照合まで実施していないため、管理運営収支実績の点検・確認方法の改善を検討する余地があると思料する。 (解決の方向性) 指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の実績報告と区分経理記録の照合記録を保管する。 (P57)	指定管理者へのモニタリングについてはこれまで適切に実施してきたところだが、指摘を踏まえてより詳細を確認できるよう、実績報告時の区分経理記録について可能な範囲での提出の可否を指定管理者と協議し、令和6年度実施分の実績報告から内容の確認を行うこととした。
11	第3. 外部監査の結果及び意見 5 コンセッション (1) OM会社情報の公表のあり方 【意見】	(現状の問題点) 以下の点を考慮すると、OM会社の財務情報開示の充実化が必要と考えられる。 ・実施契約書や事業計画において運営権者とOM会社の一体性が認められること ・OM会社の計算書類は未開示であり、重要な財務情報が明らかではないこと ・OM会社が開示している財務3表では、コンセッションの実質的な営業費用の多くを占めるOM会社のコスト情報開示として十分とまで言い切れないこと (解決の方向性) 事業計画上のOM会社の位置付けや重要性を踏まえ、OM会社に対するモニタリングの実効性を確保するため、以下の検討を行う。 ・コンセッション契約当事者を県と運営権者の二者契約から OM会社を含む三者契約への見直し ・計算書類の開示等、OM会社の情報開示に関する要求水準書の見直し (P68)	監査人が提案する「コンセッション契約当事者を県と運営権者の二者契約からOM会社を含む三者契約への見直し」や「計算書類の開示等、OM会社の情報開示に関する要求水準書の見直し」は、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の民間事業者の選定条件の根幹的な部分の変更となり、現実的に不可能であるが、運営権者において、以下の改善措置を講じた。 運営権者とOM会社の決算資料について、その関係性をよりわかりやすく明示するなど、OM会社の財務情報開示の充実化を図った。具体的には、運営権者のホームページにおいて、運営権者及びOM会社の2社の決算を一体的に表示、分析をすることが可能となった。

12	第3. 外部監査の結果及び意見 5 コンセプション（2）区分経理のモニタリング【意見】	（現状の問題点） 区分経理の運用状況に関するモニタリングに改善余地が認められる。 （解決の方向性） 一般的に、区分経理には原価付け替えリスクがあることを念頭に、運営権者が計上しているOM会社に対する委託料の区分経理の運用状況についてもモニタリング確認事項とする。 (P71)	事業別配置人員の状況を運営権者に定期的に報告させるなどして、概括的に確認する。
13	第3. 外部監査の結果及び意見 6 外部監査結果への対応 （1）措置しない理由の整理【意見】	（現状の問題点） 措置しないと判断するに至った過程、具体的理由、根拠等の確認手法に改善の余地があると思料する。 （解決の方向性） 包括外部監査結果等への対応区分「措置しない」事項に係る根拠等の確認を徹底する。 (P75)	意見を踏まえ、今後については「措置しない」とする際の根拠等の確認を徹底する。
14	第3. 外部監査の結果及び意見 6 外部監査結果への対応 （2）改善措置の根拠の整理【意見】	（現状の問題点） 措置済とする根拠の確認手法に改善の余地があると思料する。 （解決の方向性） 「措置済」事項に係る根拠等の確認を徹底する。特に、県に損害発生の可能性ある事案に係る措置済の取扱いについては、損害発生 of 解消に係る対応状況を明示する点に留意する。 (P77)	意見を踏まえ、今後については「措置済」とする際の根拠等の確認を徹底するとともに、当局に損害が発生する可能性のある事案については、損害発生 of 解消に係る対応状況を明示することとする。

宮城県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定により、令和7年5月1日付けで、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和7年5月9日

宮城県公安委員会委員長 星 倫 市

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
佐々木 加代子	栗原市志波姫南堀口58番地 宮城県栗原警察署生活安全課 0228-22-1101	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号）別表に規定する宮城県栗原警察署の管轄区域